

紀美野町第3回定例会会議録

令和7年9月25日（木曜日）

○議事日程（第3号）

令和7年9月25日（木）午前9時00分開議

- 第 1 議案第76号 紀美野町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第77号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第78号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第79号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第80号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 6 請願第 1号 樫河池下の太陽光発電設備に関する請願について（委員長報告）
- 第 7 陳情第 1号 国に対し「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情について（委員長報告）

○追加議事日程（第3号の追加1）

- 第 1 発委第 2号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案について
 - 第 8 議員派遣の件
 - 第 9 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)
(議会活性化特別委員会)
(議会広報特別委員会)
(決算審査特別委員会)
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

追加日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	美野勝男
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	七良浴光

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康
副町長	細峪康則
教育長	中野卓哉
総務課長	曲里充司
企画管財課長	高田真孝
住民課長	森谷克美
税務課長	調月克久
保健福祉課長	森谷善彦
子育て推進課長	黒崎智帆
産業課長	吉見將人

建設課長 中前 貴康
まちづくり課長 米田 和弘
水道課長 長生 正信
美里支所長 (米田 和弘)
消防長 井川 豊一
会計管理者 湯上 増巳
教育次長 東浦 功三
代表監査委員 菊本 邦夫

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 井戸向 朋紀
事務局書記 西本 貴哉

開 議

○議長（七良裕光） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（七良裕光） 9月9日にお配りしました請願陳情文書表、また主要施策成果表の一部において誤りがありましたので、正誤表をお手元にお配りしています。御了承願います。

次に、9月17日に設置した決算審査特別委員会を同日招集し、委員長に美野勝男議員、副委員長に向井中洋二議員が選ばれましたので、報告いたします。

なお、決算審査特別委員会開催日時は、10月8日水曜、15日水曜及び17日金曜の3日間、いずれも午前9時から本会議場で予定されていますので、併せて報告いたします。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第76号 紀美野町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕光） 日程第1、議案第76号、紀美野町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光） これで質疑を終わります。

これから議案第76号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光） これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第77号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕光） 日程第2、議案第77号、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） これで何をせえと私たちに言うんでしょうかね。条例改正で、金額が書き込まれているだけのものを見せられて、何を審議せえと言うんですか。

かじか荘の決算資料、貸借対照表、損益計算書、そういう決算書類が出されて、それで、これこれこういうことで値上げをせざるを得ないんだと、こういうことなら分かりますけれども、そういうことが何もなしに、ただ金額を羅列して、これだけしてください。こんなばかげた議会のかけ方ありませんよ。そんなことで何を審議するんですか。

例えば、これは620円が800円、これは高いですねと。何で高いと言える。ちょっと安過ぎるから900円にしましょうと。こういう議論になりますか、これで。ならないでしょうが。こんなばかげた議会へのかけ方はないです。ちゃんと資料を示して、そして、これこれで、こういうことで値上げをせざるを得ない状況なんですというのを証明しないと、あなた方が説明しないと始まらないでしょうが。

だから、私、これ何も言えませんよ、こんなもんで。どうですか。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（七良裕光） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この条例については、料金を改定するという上で上程させていただいております。金額はここに書かれているとおりになりますが、料金設定については、事業者さんと協議の中で進めてきたところがございます。もともと条例が施行された平成18年から改定はなかったものでございまして、その間、物価高騰であるとか人件費の高騰がある中で、利用料金の見直しをお願いしたいということのお話がありまして、その中で町と協

議して、今回のこの料金改定に至ったものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良裕光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あんたね、町と協議するって、当たり前やないの、そんな話。町と協議した中身をここで教えんかったら、それを聞いているんですよ。中身はどんななんですか。物価高騰もありましたよ。人件費の高騰もありました。最近の人件費も上がってますからね。そんなことは分かり切ったこと。しかし、そやったらなぜ620円が800円になったんか、310円が400円になったんかと、説明なっていないでしょうが。どこの説明なんです、それ。

私たち協議しましたから、それを信用してくださいと、そういう話ですよ。そんなことで議会にかけてもらったら困ります。ちゃんと資料を示してくださいよ。議論のできる。白紙委任状じゃないですか、これ。それに判こ押せと言っているのと一緒ですよ、あんた。こんなばかな話ないでしょうが。もっと真面目にやんなさい。議会ばかにしてるんですか、これ。町長さん、どうですか。

○議長（七良裕光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員がそう言われますけど、我々は、平成18年以降のその後ずっとこの上限でやってきたと。指定管理者はその上限の中で料金を設定して、今までやってこられた。一生懸命頑張ってこられた。しかしながら、本当に、さっき言うたように、物価高騰、人件費高騰、いろんなものが上がっている中で、その中で、なかなかやっぱりやりくりは難しいということの中で、料金の改定をお願いしたいということを受けて協議したと。

その中で、それぞれ入浴料であれば620円を、変更後は800円、それぞれまた部屋代も上限を上げたい。上限を上げて、その中で指定管理者が最終的に判断をするということになりますが、それは現状を見ながらとか、また同じような施設のよその状況を見ながら、最終的な料金設定をされるんだと思いますが、当然、だから、それは今の現状に合うた金額に設定していただけるものというふうを考えておりますし、まずはこの条例で上限を上げていただきたいということを皆さんにお願いしていることですから、埴谷議員言われるようなことではありません。

我々は十分検討して、これを議会へ示しているわけなので、それでもって判断してい

ただければなと思っています。

○議長（七良裕光） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時09分）

再 開

○議長（七良裕光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時13分）

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう話にならんのであれですけども、こういったものを出す場合は、やはり経営状態が分かるようなものを出してください。指定管理料払っているわけでしょう。それで足らんかった。それでも足らんということなんでしょう。経営状態が好ましくないんでしょう、今のままだったら。

だから、何ぼか値上げしたいと、こういう話、分からんでないです。平成18年から上がってないと言うんやから、それは不足している場合もあるでしょう。しかし、そういうのを議会にかけないと、内容を、議論のしようがない、討論のしようがない、審議のしようがないと、こういうことを私言っているんです。

だから、ちゃんと資料を出して、そして、これで議会で諮ってください。町と業者の話はこういうことになりました。こういうことをやるのは、あなたの務めなんですよ。この議案は全くばかにしてますよ。こんなんでも審議せえというのはおかしい話です。上限だ、上限だって、上限がおかしい話もあるわけでしょう。なぜ800円が上限なんですか。こういう説明ができないという議案なんですよ、これ。けしからんと思います。

どうですか。そういうことではないんですか。

○議長（七良裕光） 小川町長。

○町長（小川裕康） かじか荘の経営状況等、そしてまた、現在のいろんな同等施設の金額、さらに物価高騰、人件費等の高騰を踏まえて、この案を出しております。

平成18年から全然、値段の改正してないということもありますが、今のこの状況で見たら、やはり昔でいう、安かろう悪かろうはよろしくないですね。やはりある程度の値段を設定して、いいサービスをすることによって、お客さんも満足してくれる。そしてまた、リピーターになって、さらに来てくれるということがありますので、少し金額

を上げさせてもうて、サービスをよくしていくことが、かじか荘の今後の将来につながっていくというのは我々も考えております。きっと皆さんも同じ考えであろうと思います。

そうした中で提案させていただいて、埴谷議員言われますように、何も審議する資料がないというふうにおっしゃられています、それは我々十分検討しましたので、それを勘案していただきたいなと思っておりますが、今後については、出せる資料はできるだけ資料として提案できるように考えてまいります。

以上です。

○議長（七良裕光） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） おはようございます。若干お聞きしておきたいんですけども、かじか荘の今の経営者に代わった状況の中で、指定管理料、私はかなり下がったというふうに思うんですよ。物事には、やっぱり運営も企業努力だけでは成し得ない部分もあるかというふうに思います。そういうふうなことの一つが、今回の条例の改正というふうな、料金の改正というふうなことになってきているんじゃないかと、それを心配するわけでありまして。

大いに皆さん方に利用していただくということが、かじか荘を運営していく上で必要なことであるかというふうに思うんですけども。昔は、昔のこと言うたらおかしいんですが、国民宿舎というふうな時期もあったわけで、できるだけ多くの方々に利用してもらおうということであったかというふうに思います。

そういう点で、指定管理料がかなり下がったというふうに認識しているわけですが、そここのところとの関係で、料金の改定との関係ですね、あるように私は思うんですけども、と言いますよりも、利用者を増やすという観点から見て、引下げというのはよろしくないのではないかと、そういうような観点から状況をお聞きしたいと思っております。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良裕光） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 私のほうから、美濃議員の指定管理料についてはど

うなのかというところなんですけど、今回、指定管理料ではなく、利用料の金額、実質値上げという改正という形にはなりますが、指定管理料につきましては、基本協定というのを今の指定管理者と結んでおります。その中で、町または指定管理者は、当初合意された委託料が不適當となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって予算の範囲内で委託料の変更を申し出ることができますとなっております。

今回、その指定管理料ではなくて、料金改定について双方で協議、検討した結果、従来の料金体系では、収支バランスが悪化し、持続的運営が困難になるということが懸念されるため、料金改定をするに至ったものでございます。

指定管理料につきましては、今現在の事業所さんからそういった指定管理料を上げてほしいという申出はないんですけども、まずはこの料金改定で、これによって事業所さん、民間の活力で上限を少し上げることによって、ダイナミックプライシングというような、そういう手法を用いて、繁忙期、閑散期を適切な料金設定をすることによって、収益を上げて安定的な経営をしていく。そして、集客を増やしていくという、こういうプランで動くというふうに聞いておりますので、さらにこれによって集客が見込めるといふ、そして持続的に経営が成り立っていくといふことの申出の中から、町と協議して決めていきたい、そういったものでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良裕光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） この料金の引上げが、集客との関係でどうなるんか。ですから、先ほども言いましたように、指定管理料というのは、やっぱりかじか荘の運営の黒字にさせる、または赤字になっていくということについての大きな、何ていうんですか、基本的な数字であるかというふうに思うんですね。

そういう点で、やっぱり指定管理料が下がったということについて、下げたということについて、競争相手ありますから、お互いに、何と言っても上げてくれとは言いいくかかったと。そういうふうな面ですね、やっぱりうちはということになってきて、競争になる部分もあるかというふうに思うんですけれども、その辺のところは運営に関係するとするならば、それは問題かというふうに思うんですね。

さきに言いましたように、集客との関係でどうなるんか。その辺はどうなんですか。どういうふうに見ているんですか。

○議長（七良裕光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

まず集客との関連性というところですが、まず入浴客については、値上げ直後は高くなったという印象から、地元の方には一時的に来客が減少する可能性があります、近隣の日帰り温泉と比較しても、依然として同等水準であり、一定期間後には安定すると想定しております。

それから、宿泊客につきましては、値上げ後は、コストパフォーマンスを重視する利用者は一定数減少は予想されます。しかし、京阪神からの観光需要や繁忙期は、大きく落ち込む見込みは非常に少ないと想定しており、価格改定により料金水準を適正化されることで、これまで安過ぎて不安と敬遠されていたインバウンド客の利用増も見込まれております。

料金改定による収益を活用し、サービスの改善や新しい宿泊プランを組み合わせれば、利用者の満足度を高め、価格相応の満足度を提供でき、長期的には安定的な利用につながり、客足は回復する見通しとしておりますということで、このことについては今の指定管理者とのヒアリングの中で聞き取っている内容でございます。

以上です。

○議長（七良裕光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 具体的には、要するに町外の客にしては、あまり影響はないやろうというふうな見方をされているようでありますけれども、そういうようなところで、具体的なそういう数字の把握は検討されてこなかったんですか。

それから、町内の方々、やっぱり町の施設として紀美野町に在住する方々にも大いに利用してもらいたい、そういうふうなことがあるかというふうに思うんですけれども、そういう方々にとって、やはり値上げというのは影響するかというふうに思うんですけれども、そのところはどうか。また、具体的なところで、例えば町内料金というんですか、そういうふうなことの設定については考えておられないのか等も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（七良裕光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

今回の値上げによる増収効果といたしまして、6年度実績を基に、この金額を当てはめていきますと、約1,160万円の増収効果が得られます。仮に減少を想定した場合は、20%の減少を想定した場合も、927万程度増収できる見込みというふうに考え

てございます。

それから、町民に対しての利用料ですけど、町民、主に入浴料になると思いますけども、今まで町民割引きというのがありまして、これは一般料金から大人・こどもとも50円を割り引く形で設定しておりました。今回、町民の方に継続して御利用いただけるように、割引額を増額し、大人・こどもとも100円引きという形にするように考えているということで、事業者とは協議をしております。

以上です。

○議長（七良裕光） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） では質疑をいたします。

価格の改定自体に関しては、やはりこれまでが安過ぎたというところはあると思います。昨今の物価高騰等の事情に鑑みて価格を上げるとということと、価格が安過ぎることによるかじか荘のブランドイメージの毀損ということもあるわけですね。自分で自分の価値を下げたというところが、多分にあるというふうに私はずっと感じておりました。そういう意味で、適正な価格水準に上げるということに関しては、これは絶対に必要であろうというふうに感じています。

一方で、先ほど美濃議員のほうからの質疑にもありましたけれども、集客効果に影響が出るおそれがある。教育課のほうで管轄をされている文化センターみさとホールをさらに利活用促進ということで、学生さんなんかを中心にした音楽合宿をどんどん進めてこられているという現状がございます。学生の皆さんは、かじか荘での宿泊が、非常に価格的にも魅力があるというところを買って、合宿で御利用いただいているという側面もあるというふうに聞いております。そういった紀美野町のほかの施策への影響も出るというふうに、ちょっと懸念はしてるんですけども、その辺りについてどのようにお考えでしょうか。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（七良裕光） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 桐山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回、料金改定につきましては、あくまで上限というふうになっております。ですの

で、運用料金自体は少しそれより低い価格にはなってきます。

それと、おっしゃった学生の団体さんとか合宿での料金についてはどうなっていくのかというお話だと思うんですけども、それにつきましては、今の指定管理者と話の中で特別な価格プランというのを設定して、何て言うんですかね、これに当てはめた一般的なプランではなく、そういう特別プランというのを用意していくというふうに聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良裕光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ただいまの企画管財課長の答弁で、特別プランということで価格的魅力も維持するというものでありました。先ほどの美濃議員の質疑に対するお答えでも、町民割引き50円であったのを100円に幅を広げるという指定管理者の意向もお伺いしました。

それを聞いた上で、先ほど企画管財課長、ダイナミックプライシングという言葉を使っていたかもしれませんが、ダイナミックに価格変動、柔軟に対応していくということでもありますから、ぜひその辺りの幅をダイナミックに、大胆に考えていっていただきたいというふうには思っています。

町民であれば100円の割引きで本当に妥当なのかということも、今後、念頭に入れる必要があると思うんですね。町民の皆さんのためにという側面も、かじか荘、随分大きくあるわけですから、その価格の妥当性についても、今後しっかりと検討して、さらに魅力的な価格帯にして、町民の皆さんにもより多く御活用いただくという考え方も必要になってこようかと思うんですが、その辺りについてはいかがですか。

○議長（七良裕光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） さらなる割引きというか、価格の設定につきましては、そういった御意見もいただいたということでもありますので、今後、今の指定管理者と話し合っ、そういうことも可能かどうかということ協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕光） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良裕光） これで質疑を終わります。

これから議案第77号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) それでは、私のほうから反対の立場で討論を行ってまいりたいと思います。

料金の引上げですけれども、いろんな意味があるわけでございますね。先ほどからの質疑にもあるように、集客の問題というのが一つの大きなポイントかというふうに思います。

かじか荘でも、一生懸命努力をして客を増やそうというふうなことで、関係職員の皆さん方、頑張っていたらというふうに思いますけれども。何にしても、料金について、やはりこれも考えていかなきゃならんのではないかと。といいますのも、この指定管理料1,000万からあったものが、現在の会社に代わってから、950万程度になりましたよね。

この指定管理料については、いろんなところ指定管理をしているところで、それぞれの指定管理料が設定されておりますけれども、例えば、このかじか荘もそうですけれども、生石の山の家ですね、そここのところの設定も非常に低いように思います。そういうふうなところで、やはり見直しというものも必要ではないかというふうに思います。

何にしても、それぞれができればプラスに、少なくともとんとんに持っていきたい、そういうふうな形で努力をしていく上で、その金額が妥当であるのかどうか、そういうふうな点から考えて、今回、料金の引上げということになってきた、そのこととの関係で非常に私はそういうふうなことを考えます。

そういうことで、やはり料金の引上げをするならば、その前に、私は指定管理料の引上げをして、利用しやすい料金として続けていってほしい。そういうふうな立場から、この改正案に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕光) 賛成討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) では、賛成討論を行います。

かじか荘の料金体系については、もう既に十数年の間、価格改定が行われていないということで、本来、かじか荘自体が持っているブランド価値、魅力、こういったものを低料金であるがゆえに毀損してきたと。自ら毀損してきたというふうな側面があることは否めない、このように思います。

物価高騰が続く昨今において、しっかりと適正価格になるように料金改定をし、一方で、ダイナミックプライシングという形で、文化センターの合宿に利用してくださるような方々のための特別価格帯であるとか、町民の皆さんへの特別割引きであるとか、そういったものをより充実させていくことを念頭に置いた今回のこの改正案に対して、私は賛成するものであります。

以上です。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長 (七良裕光) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (七良裕光) 起立多数です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第78号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について

○議長 (七良裕光) 日程第3、議案第78号、令和7年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) 若干お聞きしときたいと思います。

一つは、これは補正予算の説明資料のほうですけれども、6ページですね、民生費で

すが、このところの3款1項14目、このところで18節の負担金、補助及び交付金というのが計上されておりますけど、1,000万、定額減税の補足給付金、これは具体的にどのようなことをされているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、8ページですが、農林水産業費、5款2項1目18節に負担金、補助及び交付金として200万、地域おこし協力隊起業支援補助金ですね、これについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、11ページ、教育なんですけれども、教育費で9款3項1目の委託料で、空調についての設計業務のことが、いよいよ体育館の空調、今、流れですけれども、いよいよ紀美野町も始めるんだなということなんです、中学校とともに、小学校についてはどう考えておられるのか。全校というのは、やっぱり当然考えていかなきゃならんことだと思うんですけれども、その辺についてどうであろうか、お聞きしときたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良裕光） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、美濃議員の御質疑、予算説明資料の6ページ、3款1項14目定額減税補足給付金給付事業の1,000万の内容でございます。

令和6年度に国における物価高騰対策として、所得税、住民税合わせて4万円の定額減税が実施されましたが、一定の所得に満たさず、減税し切れない方については、令和5年度分の所得や扶養状況から推計所得を計算し、定額減税調整給付金を支給したところでございます。令和7年度当初予算では、令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方や、こどもの出生等により扶養親族が増加した方に、定額減税不足額を給付するため、推計により予算計上2,000万円を計上したところでございます。

しかしながら、令和7年3月に国のほうから、税制上、扶養親族から外れてしまう青色専従者、事業専従者、白色合計所得金額が48万円を超える方で、かつ住民税非課税世帯均等割のみ課税世帯の給付の対象となっていない方については、定額減税の恩恵が受け入れられないため、支給対象として新たに示された、このことによって予算不足が生じました。令和6年の当初予算では2,000万円を計上したところですが、そのような状況から、不足額が生じたため、再試算をして1,000万円の予算を計上した

ところです。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長 (七良裕光) 吉見産業課長。

(産業課長 吉見將人 登壇)

○産業課長 (吉見將人) それでは、予算説明書の8ページでございます18節の200万円の補助金でございますが、令和5年6月に着任しました自伐型林業の地域おこし協力隊2名が、令和8年5月に任期が終了することになってございます。これまで方針は決まっていなかったのですが、2名とも当町に定住することがおおむね固まりまして、来年の5月末に卒隊後すぐに、スムーズに独立して、林業施業できるよう、今年度中に起業したいとの要望がございましたので、このたび補正の要望をさせていただいております。

以上でございます。

(産業課長 吉見將人 降壇)

○議長 (七良裕光) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) それでは、私のほうから、美濃議員の3つ目の御質疑です。

予算説明資料の11ページ、9款教育費、3項1目学校管理費、紀美野中学校体育館空調設置工事設計業務委託料でございます。これは設計業務の委託料を353万1,000円計上させていただいております。

まず、今年度で紀美野中学校体育館の空調設備の設計を行って、来年度、紀美野中学校の施工をしていく計画でございます。

小学校とどうなっているのかというお話でございますが、単年度で全ての学校の空調設備を整備するのは少し困難なところがございます。ですので、一番体育館の使用率の高い中学校から始め、それから、来年度から小学校のほうにも着手していけたらと考えています。

計画では5か年で全ての小・中学校の体育館に空調設備を整える計画を進めていきたいと思っております。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (七良裕光) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 6ページの民生費の定額減税でございますけれども、2,000万計上したんだけど、足りないから、あと追加1,000万というふうな説明であったかというふうに思うんですが、何にしても、今、物価高騰とか大変な状況になる中で、先ほどの答弁でも言われましたけれども、物価高騰ということであって、非課税所帯ということで、たしか答弁されたというふうに思うんですけれども。そういうような内容だけでいいのか。そこの部分ですね、この金額が妥当であるかどうか、その辺のところについてはどうでしょうか。

それから次に、8ページの地域おこし協力隊の起業についてでございますけれども、これについて200万でということでありましてけれども、そのところについては十分に検討された数字であるかどうか。何にしても新たな仕事、具体的にはどのような方面であるかということについては御説明いただけたらと思っておりますけれども。内容的にですね、せっかく来てもらったんですから、紀美野町にとどまってということですか、この町において、そして、今まで恐らく経験したことを基に、何らかのことをやられるということでございます。だと思っておりますが、この金額200万で、大体これは要するに一部ということであるかというふうに思うんですが、その枠からして、この200万は妥当であるかどうか、その辺はどうでしょうか。

それから、11ページの体育館の空調ですけれども、今の御説明でしたら、令和13年には小・中全校あると、そういうようなことでよろしいんですね。

○議長 (七良裕光) 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長 (森谷善彦) それでは、美濃議員の再質疑にお答えします。

定額減税補足給付金については、課税世帯が対象になります。非課税世帯、それから均等割のみ課税世帯については、その世帯に対して、合わせて10万円の給付をしたところで、今回の定額減税については課税世帯対象になりますので、物価高騰対策として、国のほうで進めている一つとして、課税世帯には4万円の定額減税、それから、または補足給付金を支給している状況です。

以上です。

○議長 (七良裕光) 吉見産業課長。

○産業課長 (吉見将人) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

す。

まず、この100万円、1人100万円で、2人で200万円というのは、平成28年に設置しました地域おこし協力隊起業支援補助金の制度がございます。それに基づいてお支払いする形と、まずなっております。実際に、この方々2人とも林業ということで、地域おこし協力隊を採用してございまして、引き続き林業で生活していただくという形になります。

実際の自伐型林業を開始するための必要経費、スタートアップの経費というのは約300万から600万、資材、それにそろえるものによって大きく差はございますが、大体300万程度があればスタートができるというふうな状況でございます。

あと、今後定住していただくというのが私どもの一番の大事な目標でございまして、そういった、今後、林業に関しまして様々な事業がございます。実際には、今、紀美野町での森林経営管理制度に基づく林業整備は、森林組合一手しかございません。そういったことから自伐型林業の職員をうちで育てて、それから、紀美野町の山林を守っていただくということが大きな目標でございまして、そういったことから、1ヘクタール当たり2割間伐から3割で18万8,000円の補助金がございますし、搬出する場合には1立米当たり1,000円の補助金、それから国の補助金、そういった補助金も使いながら、紀美野町の林業を守っていただく。そして、この方々に紀美野町で定住していただくという目標がございます。

それから、実際に林業施業者というのは、昭和30年には50万人ございましたが、現在は4万人までなってます。そういったことから林業事業者というのは非常に減っております。うちの当町だけではなく、講師の仕事であったり他の団体の仕事であったり、自伐型林業推進協議会の仕事であったり、様々な仕事がございますので、そういった仕事をうちから伴走しながら、移住・定住していただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（七良裕光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

私、先ほど5か年計画と申しました。今年度から含めて5か年ですので、令和11年度には全ての小・中学校の体育館に空調設備を整えるという計画で進めております。

以上です。

○議長（七良裕光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 自伐型林業を基に来られたということで、これは何ページですか。8ページですね。林業総務費の中の協力隊の支援補助金ですけれども、何にしても、課長言われるように、定住していただくということが非常に大事かというふうに思うんですね。

卒隊とともにどっかでまたというんじゃあ、何ていうんですか、町としてもせつかくの努力が実らないというふうな思いがあるわけでございますけれども。何にしても、林業でやっていくと。これはまた地域にとっても大事なものは、洪水で荒れると。山が疲弊、痩せてきている。そして、水をよう持ちこたえていないというような状況があって、それを何とかしようというのが、今やられている林業の仕事かというふうに思うんですけれども。

何にしても機械がなければやっていけない。今、課長さん、300万から600万ということで答弁いただいたんですけれども、機械というのは相当高いものだというふうに聞いています。その辺のところはどうであるのか。別に他の補助金等があるというふうなことを考えておられるのか、その辺を最後にお聞きしておきたいと思います。

○議長（七良裕光） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

実際に林業に使われる重機というのは、ユンボ、それからダンプ、それから林内作業車といった大きなものでいくと三つございます。そういった整備するのに、この100万円というのは使っただけの部分でございますが、それ以外に、重機にかかる支援というのも、今現在検討中でございますので、また、その際には予算のほうへ計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（七良裕光） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 10ページの体育館についてお伺いします。

これはLPガスでしょうか、電気でしょうか、予定しているのは。それをまずお伺いします。

そして、令和11年度まで5か年計画ということですが、私、早急に整備する必要があると思います。中学校だけでなしに、全ての学校体育館で早急に整備する必要

があると思いますので、5年というような悠長なことと言ってないで、前倒しでやってもらいたいと、このように思いますが、どうでしょうか。

それから、スポーツ公園の体育館ですけれども、2億250万円、振替ですよ。これの振替のいきさつについてお伺いしたいと思います。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (七良裕光) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) 私のほうからは、埴谷議員御質疑の1点目、予算に関する説明書10ページの空調設備について、お答えさせていただきます。

まず、仕様はGHPなのかどうかというお話でございます。今現在、予定ですが、GHPによる輻射熱を利用した空調設備を採用する予定でございます。

それから、前倒しでもっと早急にできないかというお話です。計画では5年間で全ての小・中学校をとという形で計画しております。これにつきましては、財源の面であるとか、そういうところも鑑みながら、あと学校で工事するとなると、期間も限られますので、そういったことも鑑みて、一応5年間としております。しかしながら、おっしゃるとおり、早急に整備をしていく必要もあると私どもも認識しておりますので、そこら辺は可能な限り、学校とも財源とも相談しながら、可能な限り早急に設置できるよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (七良裕光) 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長 (曲里充司) 埴谷議員のスポーツ公園の財源変更に係る御質疑にお答えをしたいと思います。

常日頃から財政運営につきましては、より有利な財源の検討というのを絶えず行っているところです。その中で、今回、県に対しまして過疎対策事業債の特別枠というのがございまして、それを申請したところ、同意の見込みとなったと、そういうことで、今回、公共施設等適正管理推進事業債のほうから過疎対策事業債のほうへ振替を行うという予算を計上させていただいております。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長 (七良裕光) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) これで質疑を終わります。

これから議案第78号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番 (埴谷高夫) 反対って、おかしな反対ですけども。財源が有利なほうに振り替えられたので、別に反対するということではないんですけども。スポーツ公園については、一貫して、私、事業について反対ですので、義務的に反対しなければならない、このようなことで、この予算に反対いたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (七良裕光) 賛成討論ありませんか。

1番、徳田拓嗣議員。

(1番 徳田拓嗣 登壇)

○1番 (徳田拓嗣) 賛成討論いたします。

令和7年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)において、この予算は災害対策などのJアラート専用小型受信機や、地域おこし協力隊起業支援助成金、2年前の豪雨災害の復旧工事など、紀美野町になくはない予算が盛り込まれております。

また、紀美野中学校体育館の空調設備は、日本全国において、体育館の空調設備が進んでいる中で、一致して素晴らしいかと思えます。きっと体育館で生徒たちも部活に集中でき、今以上に練習や試合に臨めると思えます。また、文化祭や卒業式、各イベントにおいて快適に開催できるかと思われまます。

よって、令和7年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)において賛成いたします。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長 (七良裕光) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良裕光）　　これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（七良裕光）　　起立多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4　議案第79号　令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（七良裕光）　　日程第4、議案第79号、令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第79号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5　議案第80号　令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（七良裕光）　　日程第5、議案第80号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) これでは質疑を終わります。

これから議案第80号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長 (七良裕光) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時10分)

再 開

○議長 (七良裕光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

◎日程第6 請願第1号 檜河池下の太陽光発電設備に関する請願について (委員長報告)

○議長 (七良裕光) 日程第6、請願第1号、檜河池下の太陽光発電設備に関する請願について、議題とします。

総務文教常任委員長から請願の審査経過及び結果について、報告願います。

美野勝男委員長。

(総務文教常任委員長 美野勝男 登壇)

○総務文教常任委員長 (美野勝男) 6月10日の本会議で総務文教常任委員会に付託されました請願第1号について、同月20日及び7月16日の総務文教常任委員会において、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

請願第1号、太陽光発電施設建設に関する請願であります。趣旨としては、動木地区内、檜河池下に建設されました太陽光発電設備については、地形、地質、植生などについての現地調査及び事業者が行ったSWS試験による地質調査の結果から、事業地は軟弱地盤であることが明らかであるが、本件設備を運営する事業者は、SWS試験に基づく試験結果、強度計算書を町に提出することなく、SWS試験の結果についての住民説明会を行うこともないまま、本件設備の建設を強行したということで、次の2点について請願するものです。

1点目は、事業者に対し、SWS試験の結果に基づいた強度計算書を町に提出するとともに、同結果についての住民説明会を開催するよう、条例に基づき指導または勧告を行うこと。

2点目は、事業者に対し、竣工図面を町に提出するよう、条例に基づき指導または勧告を行うこと。

以上が趣旨であり、6月20日の委員会においては、紹介議員に趣旨説明を求め、説明を受けた後、質疑を行いました。

主な質疑と答弁については、次のとおりであります。

事業者が使用前自己確認を行い、経済産業省に提出の上、許可を受けているのであれば、町から事業者への平面図及び強度計算書の提出については、指導するなどの段階は過ぎていているように思うが、その点についてはどうかという質疑に対し、強度計算書や竣工図面は、紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例（以下、この報告において条例といいます。）第10条第2項第7号に規定する、その他町長が必要と認める書類に当たり、条例第18条による勧告が可能であるとの答弁でありました。

条例第10条第2項第7号のその他町長が必要と認める書類の中にはどのようなものが含まれているのか確認されたのかという質疑に対し、町は一般質問において、事業者に対して、完成後、図面を出すよう強く指導すると述べ、その他でも竣工図面の提出を指導すると何度も言明しているが、事業者から竣工図面の提出がないまま、今日に至っており、町の再三に対する指導にもかかわらず、事業者は不誠実な態度を取っているものと思われるとの答弁でありました。

また、現在工事が終わり、経済産業省の産業保安監督部に書類を提出の上、売電許可も下りて稼働しているという認識であるが、その上で、なぜ強度計算書が必要であるの

か、何か問題がある場合は経済産業省へ直接連絡すべきであり、町は何か関係があるのかという質疑に対し、許可は出されているが、現状はそうではなく、大変なことになっているから、もう一度、強度計算書を提出してもらってほしいとの答弁でありました。

続いて、所管する住民課にも質疑を行いました。主な質疑と答弁については、次のとおりです。

請願の中で、事業者に対して、強度計算書と平面図の提出について指導するという答弁をしているということであるが、どういう状況であるのかとの質疑に対し、近況として、町と近畿経済産業局とのやり取りについての説明がありました。

近畿経済産業局から令和7年3月21日午後に、現地調査及び状況確認を事業者とともに行う旨の通知があったこと、その後、4月9日、メールにより、7施設中1施設については、書類手続上の不備によりFIT認定が失効となる旨の連絡があったが、設備としては問題なく、7事業所とも発電していくとのこと、また、FIT認定に係る申請条件は、6事業所においては全て満たしているとの連絡があったとのこと、6月10日には電話により現地調査を行うこととなったいきさつについて確認し、近畿経済産業局からは、地元の方々から連絡により、現地調査を行い、結果についても地元の方々に連絡し、納得されたものと考えていたこと、どうしても強度計算書等の資料が欲しいのであれば、事業者に求めればよいし、近畿経済産業局に対し情報公開請求をすれば、対応できる範囲で対応すること、電気事業法及びFIT認定については国の所管であり、紀美野町は第三者であるので、まずは事業者に問い合わせることが本来ではないかといった説明を受けたとのこと説明がありました。

続いて、町の姿勢として、町長と住民課長は過去の一般質問の中で、何度も竣工図面や強度計算書を提出するよう指導するという答弁をしているが、どう考えているのかとの質疑に対し、現場で事業が開始されていない状況の中で、誤った解釈によって説明した部分もあるかと思うが、現場が進み、改めて確認していく中で、最初、事業者に対して竣工図面があるなら欲しい旨話していたが、事業者は竣工図面がなくても施工図面で現場管理はできるので、作成していないとのことであったため、つくっていないものは求められないことから、それであれば結構であると伝えたとの答弁でありました。

また、使用前自己確認を提出するに当たり、平面図と強度計算書は必要ないが、会社が保管しなければならないものであり、町も再三提出するよう指導するという答弁を行っていることから、町が必要な書類として認めているものと思われるが、そういうこ

とではないのかとの質疑に対し、使用前自己確認において竣工図面ということで作成されるのであれば求めたいと考えると説明したが、実際には竣工図面は作成しないとのことであったので、それであれば結構ですという話は事業者としているとの答弁でありました。

それから、強度計算書があるということは、最終的な図面があるということではないのかという質疑に対して、使用前確認制度において、必ずしも強度計算書が作成されるのかは把握していないとの答弁でありました。

一般質問で平面図や強度計算書を提出するよう指導すると何度も答弁していたのは間違っていたのかとの質疑に対し、答弁の中で認識が誤っていた部分もあったことは大変申し訳なく思っているが、あくまで電気事業法は近畿経済産業局の所管する事業であるので、何かあれば近畿経済産業局に届けていただきたく、また、今後は地域の意見や相談、地域トラブル等の情報を市町村が近畿経済産業局へ問い合わせただけで、近畿経済産業局で対応してくれる再エネ連携強化という仕組みを構築するということであるので、それが構築されれば連絡を取り合い、健全な電気設備の運営に、国と共同で実施していきたいとの答弁でありました。

それから、地域住民で不安に思っている方が相談する方法があるならば、きっちりと説明すべきではないのかとの質疑に対して、近畿経済産業局には、苦情、相談の専門窓口も設けられているので、今後はお伝えさせていただきたいとの答弁でありました。

また、町から事業者に対し、平面図や強度計算書を求めることもないということかとの質疑に対しては、国の電気事業法に伴う事業の部分であり、近畿経済産業局に所管いただくので、町からは求めないとの答弁でありました。

町は立入調査する権限はないのか、また、何度も平面図や強度計算書を提出するよう指導すると答弁していたのはうそだったのかとの質疑に対し、実際に条例の範囲内で立入調査をしたことも何回もあり、また、ここ2年にかけて再三にわたり業者と話し、資料を求めてきたのは事実であるが、つくられていない書類は提出されないし、技術的な内容は、本来、国が把握する部分であると考えているとの答弁でありました。

また、資料を求めたといっても、口頭でしかしていないので、平面図や強度計算書を提出するよう文書で求めて、文書で回答をもらってほしいとの質疑に対し、検討させていただきたいとの答弁でありました。

以上が主な質疑であります。複数の委員から、今答えを出すのは難しいため、継続

審査としてほしい旨の意見があり、委員会で諮ったところ、賛成多数であったため、継続審査とすることと決しました。

なお、継続審査については、6月25日の本会議において申出を行い、申出のとおり、継続審査とされました。

続いて、7月16日に委員会において審査を行いました。まず、委員より、請願人からの意見陳述について諮っていただきたいとの依頼があり、委員会に諮ったところ、請願の趣旨、理由に関して、具体的、簡潔に記述されており、意見陳述は必要ないとの意見や、6月20日の委員会では紹介議員の説明に不十分な点もあったことから、請願者が補足したいと言われているので、認めるべきであるとの意見などがあり、賛否が分かれたため、採決を行った結果、賛成少数で、請願人の発言は許可しないことと決しました。

続いて、所管する住民課に質疑を行いました。主な質疑と答弁について、次のとおりです。

6月20日の委員会で、事業者に対して、公文書で平面図及び強度計算書の提出を求めるよう言われていたが、その結果はどうであったのかとの質疑に対し、6月26日付で、町長名により事業者宛てに文書で提出依頼を行ったが、事業者からの提出はなく、理由については、国の許可を受けて適切に運営しており、町に対して技術的な資料を提出する義務はないとのことで、1事業者は電話により、もう1事業者は令和7年7月3日付の文書にて提出しない理由が送付されているとの答弁であり、併せて町の意見として、請願事項の1点目について、条例第18号に規定する勧告は、事業計画、着手届、報告徴収及び立入検査に対するものであって、最終的な強度計算書の提出や、それに伴う住民説明会の開催に対して規定しているものではないこと、請願事項の2点目に関しても、条例に基づく指導及び勧告は、竣工図面の提出に対して規定しているものではなく、条例第10条第2項第7号のその他町長が必要と認める書類とは、事業計画時に提出すべき資料について規定しているものであり、完成時の強度計算書や竣工図面の提出に対して規定しているものではないこと、また、10キロワット以上50キロワット未満の太陽電池発電設備については、感電、破損、電気火災等、全て中部近畿産業保安監督部への事故報告義務が課せられており、経済産業省とともに事業者と連絡を取れる体制を取り、事故等あれば速やかに連絡を取る所存であることなどの意見が述べられました。

続いて、事前協議申請書の提出後に事業が進み、計画が間違っていたことが分かった場合、どのような措置を取るのかとの質疑に対し、事前協議申請は事前協議申請として様式と資料との間に差異がなければ受け取り、その後、事業計画書は事業計画書として確認するとの答弁でありました。

また、住民説明会は事前協議申請の内容に基づいて行われるのであるから、事前協議申請書そのものが違っていたら住民は何を信用すればいいのかということになるが、住民説明会でどのような説明をしようとする事前協議でどのような資料を添付しようとするそれは完結しているから町は関係ないという態度であるのかとの質疑に対して、事業計画の概要を説明しているのであれば、住民説明会として説明されているものと認識しているとの答弁でありました。

以上が主な質疑であり、その後、委員からは反対討論と賛成討論がそれぞれ行われました。

反対討論としては、これまでの町の対応を見ても、計画変更に際して、事業者に再三にわたり図面の提出や住民説明の機会を要請した経緯があり、町には設置の許可権限もなく、法的強制力を持たない中で、できる限りの対応をしてきたものと理解できるが、それにもかかわらず、法的権限を越えた対応を町に求める本請願を採択することは、行政の実効性や公平性を損なう可能性があると考え、町のこれまでの努力と法的な見解を踏まえて、反対するとのことでありました。

また、賛成討論としては、国の調査が行われたというが、使用前自己確認でチェックしただけで、強度計算書の提出なしに、表面上は通ってしまっているだけのことであり、電力安全課が強度計算書の提出を求めた場合は、強度が足りないということになることは、既に行われた地盤調査結果からも明らかであること、地盤調査について、SWSという本格的な調査をする前に2回調査が行われたが、いずれも全くでたらめな書類が提出され、説明会の議事録についても改ざんした書類が町に提出されるなど、住民の業者に対する不信は爆発寸前まで高まっていること、また当然出さなければならない強度計算書や図面が今出されていないことが問題であり、それらの提出を求める本請願を拒否する理由は全くないとのことから、賛成するとのことでありました。

討論の後、採決した結果、賛成少数をもって、請願第1号は不採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 美野勝男 降壇)

○議長 (七良裕光) 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) 若干質疑をさせていただきたいと思います。

樫河池下の太陽光発電設備に関する請願ということでございまして、これが不採択となったということでございます。いろいろと専門的なところを具体的に話をされたようでございますけれども、基本的に我々議会がしなければならんのは、住民の安全・安心をどう確保するんかと、そこにあるわけですよね。これについては、一番大事なところで、一番このことを中心に考えていかなきゃならんというふうに思うんです。

常任委員会の審査において、そのところをどういうふうに踏まえておったのか。いろいろと言われますけれども、だんだんと、今、大変災害等が多くなってきてます。このところの問題の一つが、非常に風が強いところ、もう一つは、地質上の地盤が弱いということで、そのことによって、何ていうんですか、発火の心配もあるというふうなことも言われています。そのことを十分に、常任委員会として腹に収めての審議をされておったのか。そのところは各委員さん方はどのようにされておったのか、このことについてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (七良裕光) しばらく休憩いたします。

休 憩

(午前10時43分)

再 開

○議長 (七良裕光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

美野委員長。

(総務文教常任委員長 美野勝男 登壇)

○総務文教常任委員長 (美野勝男) ただいま請願に当たっての詳細に全面にわたって説明をさせていただきました。各委員さん方のいろんな安全・安心にも関わる、そうした考えも検討いただいたわけですが、このことについては、やっぱり近畿経

済産業局に、今後、苦情とか相談の専門窓口を設けられているので、そこへお伝えをして、対応をしていくということであろうかと思えます。心配はいろいろあると思えますけれども、そういうことで、国のそうした窓口と報告をして相談をしていくということであると思えます。

(総務文教常任委員長 美野勝男 降壇)

○議長（七良裕光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 国がどうあれ、こうあれ、我々は基本的に町民のほう向いて、調査なり、研究をしていかなきゃならんというふうに思うんですよ。でありますから、議員さん方がその前提に、そういういろんな、このことについては、以前から一般質問等でも言われておったし、一番の問題であるかというふうに思うんですね。

そのところが、大丈夫なんやと。そういうことでいろいろとやり取りをされたのか。そのところがちゃんと踏まえているんか。もし、今後進めて、今、もう実際、電気も通っているというふうな話でございますけれども、今申しましたように、強い風によって、強風によって飛散があるんかどうかですね。きちんと押さえられているんか、あるいはまた、地盤沈下によるところのパネルがうねって、発火等の問題が起こらないというふうなことは、ちゃんと腹に収まって審査されているんかということなんですよ。

だから、経産省がどうか、そんな問題ではなくって、そのところをちゃんと踏まえておると。踏まえているならば、今後起こったときに、町民の皆さん方から、何やというふうな、どうしてくれるよとか、そういうふうなことも当然起こるかも分かりませんが、そのところのそういう皆さん方が、十分にその前提のことを押さえられているんかということについて、そのことについてお答え願いたいと思えます。

○議長（七良裕光） 美野委員長。

○総務文教常任委員長（美野勝男） ただいまの質疑でありますけれども、委員会においては、十分それぞれの委員の意見も出してもらって進めてきたつもりであります。何分とも議員あるいは町ということであっても、限られた範囲の権限だけしかないと思うので、なかなか詳細にわたってのことは、やっぱり国の事業であるという観点から、その状況を窓口で報告して対応を考えていってもらおうということではいかなければやむを得ないのではないかと思います。

○議長（七良裕光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 要するにですね、私が先ほどから申しているように、町民の安全・安心、このことについてのところが十分でなかったというふうに、今のお答えから聞いたら、なってくるかというふうに思うんですね。これは大変な問題だと思っ
たんですね。やはり基本的に、我々しなきゃならんのは、町民の皆さん方の安全・安心をどう
図るんか。そのことについて基本的にあって、初めていろんな経産省とのやり取りと
か、そんな問題をやっていかなきゃならんわけで、そこのところを十分に踏まえていな
かったら、これは、審査というのは十分ではなかったと、こういうふうになると思っ
たんですよ。私はそういうふうなことというふうに捉えますけれども、それでよろしいで
すか。

○議長（七良裕光） 美野勝男委員長。

○総務文教常任委員長（美野勝男） 2回にわたって協議をしてきたところでござ
いますので、十分できる協議は行ってきたと考えております。

そうしたことで、今申し上げたように、今後においては、やはり国の窓口において報
告、また処置をしていただくという方向でいきたいと思っております。

○議長（七良裕光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光） これで質疑を終わります。

これから請願第1号に対し、討論を行います。

賛成討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 請願に賛成の討論を行います。

請願内容については正当性があります。町は、町長も課長も、強度計算書、竣工図面
を何度も出させると言ってきました。業者が作成していないから出せないというのは一
般質問でも指摘しましたが、地方公務員法に抵触します。電気事業法において、業者の
保管義務が明記されています。その書類を作成していない、だから出せないなどという
業者の言い分をそのまま住民に伝えることは、法を守るべき公務員としてあり得ないこ
とです。

作成していなければ、使用前自己確認というのは、うその書類を出したということに
なります。強度計算書や完成図書がなければ、出せない書類なのです。町条例でも、本

町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境、良好な環境保全がうたわれています。そして、16条において、報告徴収及び立入検査を規定しています。町は、事業者には業務の状況、土地の状況、その他必要な事項に関して報告させ、またはその職員に当該事業者の事業所もしくは事業区内に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備、その他の物件を検査させることができるようになっており、いつでも電気事業法に基づく強度計算書や竣工図面を確認することができるのです。

繰り返しになりますけれども、作成していないのなら、電気事業法違反で告発できるのです。法令遵守義務を果たせるのは町職員の責務です。それができないなら懲戒処分の対象となるものです。

町に対して義務がないとするのは間違いです。6月26日に事業者には文書にて請求したと言いますが、それに対して、業者は町に対して提出する義務がない、業者は、また文書でもそういうことを言ってきたということが述べられましたが、これは完全な間違いです。法的な権限を越えた間違いです。

先ほども言いましたように、町の条例上はそういうものを検査できるようになっておるのであり、提出義務がないなどというのは全くの間違いと言わなければなりません。当該施設が軟弱地盤の上に設置されていることが明らかになっており、住民説明会とは全く異なった施設建設が行われ、事業が進められています。絶対にこの事業を容認できません。

住民課資料が委員会に提出されましたが、経済産業省近畿経済産業局からの連絡事項とあるのは、その中身は令和7年4月9日付では、設備としては問題なく、また申請条件は6事業所において全て満たしているとしており、経産省からのメールには、何ら記載のない、問題のない、また全て満たしているなどとの検証不能、出所不明の文言が付加された文書であり、全く信用できません。

町が第三者であるという表現も誤解を招きかねない文言であり、経産省の言葉とは到底思えない表現となっています。こんな資料をもって請願不採択の根拠の一つとされたのでは、たまったものではありません。

ここに議員必携を引用させてもらいますけれども、請願の審査に当たって、執行機関の意見を尊重するあまり、議会の自主性を失ってはならない。請願の審査は議会の権限であり、執行機関の意見はあくまでも参考にすぎないものであるから、これに拘束されることなく、議会が自主的に判断し、結論を出すべきである。このように議員必携では

述べられています。

まさしくこの論述に当てはまるようなことが行われました。先ほども申しましたように、住民課の資料は、検証のできない、言った言わない、こういう話の内容であります。メールにはそういう文言はないのですから、そういうのを議会へ提出する、委員会に提出する、これもまた不遜な態度と言わなければなりません。したがって、住民の請願権を全く愚弄するような行為であり、とても容認できません。

したがって、この請願を採択することこそ問題解決への第一歩となることを述べて、賛成討論といたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(七良裕光) 反対討論ありませんか。

2番、中原和也議員。

(2番 中原和也 登壇)

○2番(中原和也) 委員長、そして委員各位におかれましては、本請願に関する慎重な審議に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

私は本請願に反対の立場から討論いたします。

まず何よりも、本請願に込められた、豊かな自然を守りたい、安心・安全な暮らしを守りたいという住民の切実な思いに対して、深く敬意と共感の念を抱いております。地域の環境や生活への不安に耳を傾け、真摯に向き合うことは、私たち議会の責務でもあります。

しかしながら、本請願で求められている強度計算書の提出、住民説明会の開催、竣工図面の提出については、既に対象設備が完成、稼働済みであり、経済産業省の産業保安監督部への法で定められた届出を得た施設であることから、現在、町として、指導・勧告する法的根拠は認められません。

町の再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例も虚偽の届出や未報告などの違反があった場合に限り、指導・勧告権限が生じる構造です。町はこれまでも事業者に対して、図面の再提出、住民説明会の開催要請など、法的強制力を持たない中でも、誠実な対応を重ねてきました。

さらに、この問題は、過去2年以上にわたり複数の議員から一般質問があり、町も議会も議論を重ねてきた経緯があります。にもかかわらず、本請願を採択し、町に法的権限を越えた対応を求めることは、行政の実効性を損ね、他の事業者や住民との公平性を

失わせるおそれがあると私は危惧しています。

住民の声に応える姿勢と法の支配と行政執行のバランス、その両立こそが持続可能な自治の基本であると確信いたします。

以上の観点から、私は、町のこれまでの努力と、現行法令、条例に基づいた行政の限界を踏まえ、本請願の採択には反対いたします。

最後に、このたびの御意見が議会に届けられたことを議員の一人として重く受け止めております。私自身も、これまで町の条例や制度の在り方について、継続的に見直しの必要性を感じてまいりました。

今後も地域課題の解決に向けて、こうした住民の声を一つ一つ丁寧に政策に生かしていく努力を続けてまいります。

御清聴、誠にありがとうございました。

(2番 中原和也 降壇)

○議長(七良裕光) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) それでは、私はこの請願に対して、賛成の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

先ほど委員長報告がなされまして、委員長のほうから、いろいろと経過についての報告がありました。我々は一番しなければならない、議会としてしなければならないのは、この条例にあるとおり、町民の皆さん方の安全・安心を守ること、また景観を守ること等がこの条例に書かれております。

そのことについて、基本的に、どうであったのか。先ほど委員長さんにも質疑をさせていただきましたが、基本になる町民の安全・安心について、そのことがどのように把握されておったのかと。どのように各委員さんが腹に収めておったのかということについて、はっきりしたことについて御答弁がございませんでした。

何にしても、業者というのは、再生エネルギーだからよい業者、正義の業者であると、こういうこと言えないわけですね。会社の目的で言うのは、あくまでも利潤の追求になってますよね。そういうふうなことから考えて、もうけるためにやってくる。本来ならば、こういうふうな場所を選ばずに、もっと町民の皆さん方の目に届かないような、また安全なところをもって場所を設定する、そういうふうな企業努力を持ってやらなければ

ばならない本来の責任があるかというふうに思います。

何にしても、こういうふうな形で、2日間、大変このハードな審査をしていただいたということでございますけれども、基本的に、町民の皆さん方から、この請願が出された内容について、安全・安心、これを省庁が言うから、そういうことで収めておったんではないと思いますし、もっとその辺についての追及をしていく、それが議会としての責任であるかというふうに思います。

そういう点で、この委員長報告が、私は不十分であったと。町民の皆さん方の要望に応え切れていなかったということから、この請願を賛成して、委員長報告に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕光) 反対討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) では、本請願の採択に反対の立場から討論いたします。

総務文教常任委員会委員長報告にて述べられたとおり、町は、事業者に対し、再三にわたり強度計算書や竣工図面を提出するよう指導してきた経緯があります。委員会内での反対討論にもあったように、町には設置の許可権限もなく、法的強制力も持たない中で、可能な限りの対応をしてきたと言えます。加えて、委員長報告にあった、その他諸論点に鑑み、本請願に反対するものであります。

その一方で、例えば、強度計算書については、事業者は誤りを認め、再度、強度計算をやり直し、結果を住民に周知するようとの強い指導に対して、その指導に従うとの返答をしていたにもかかわらず、本年6月26日付の町長名文書による提出依頼には、町に対して、技術的な資料を提出する義務はないとの理由で、強度計算書の提出を拒否しました。出す出すと言っておきながら、最後になって拒否するという、紀美野町行政及び住民を翻弄・愚弄する態度は不誠実極まりなく、強く非難されるべきものであります。

このような悪質な事業者に対しては、今後、一層厳しい監視の目を向け、不適切な事業運営等が見つかった場合には、厳しく指導、勧告あるいは国への通報も含めた厳しい対応を強く町に求めます。

さらに、この檜河池下太陽光発電設備に関しては、地域住民から多くの懸念、疑念、

不満の表明や不正の指摘が行われてきたにもかかわらず、令和4年1月1日に施行された紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例は、今回のような不誠実な事業者に対しては、実効性に乏しいと言わざるを得ません。町民の安心で安全な生活環境を守るという観点からの早急な見直しが必要であると考えます。

以上、反対討論といたします。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長（七良裕光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良裕光） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良裕光） これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長（七良裕光） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第7 陳情第1号 国に対し「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情について（委員長報告）

○議長（七良裕光） 日程第7、陳情第1号、国に対し「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情について、議題とします。

総務文教常任委員長から陳情の審査経過及び結果について、報告願います。

美野勝男委員長。

(総務文教常任委員長 美野勝男 登壇)

○総務文教常任委員長（美野勝男） 去る9月9日の本会議で、総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号、国に対し「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情について、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、議長から趣旨説明がありました。本陳情については、えん罪被害者を救済す

るための制度である再審について、その手続を定める刑事訴訟法に規定されている条文が非常に少なく、再審請求手続において、捜査機関の証拠開示がなされる制度的保証がないことから、再審格差が生まれているなどとして、再審規定の改正を求める意見書を国に対し提出していただきたいと、陳情されたものであるとのことであります。

委員会で審査を行ったところ、委員からは、袴田事件などのように、検察や警察が証拠を開示しないことにより、大きな問題となっており、また世界的な流れから見ても、日本は非常に遅れているということからも、早急に制度の確立が必要であるという意見や、国会議員の半数を超える議員連盟により、法改正を求める要望書が法務大臣に手渡されるなど、国の動きにも期待をしつつ、陳情に対しては賛成すべきであるなどの意見があり、陳情の趣旨に異を唱える者はおらず、陳情第1号は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 美野勝男 降壇)

○議長（七良裕光） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光） これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕光） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（七良裕光） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 14 分)

再 開

○議長 (七良裕光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 15 分)

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員長から発委第 2 号、刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (七良裕光) 異議なしと認めます。

したがって、発委第 2 号、刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案について、日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 1 発委第 2 号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案について

○議長 (七良裕光) 追加日程第 1、発委第 2 号、刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案について、議題とします。

提出者、総務文教常任委員会 美野勝男委員長、説明願います。

(総務文教常任委員長 美野勝男 登壇)

○総務文教常任委員長 (美野勝男) それでは、委員会提出議案、発委第 2 号を御覧ください。

発委第 2 号。

令和 7 年 9 月 25 日。

紀美野町議会議長、七良裕 光様。

提出者、総務文教常任委員会委員長 美野勝男。

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

えん罪被害者の早期救済を図るため、刑事訴訟法における再審規定の改正を求めるも

のであります。

それでは、意見書本文を読み上げます。

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書。

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、奪われたその日常生活は戻ってこない。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、誤った捜査や裁判によって生じたえん罪被害者には、速やかな救済が必要である。

しかし、現行の刑事訴訟法では、再審請求手続に関する規定が19か条しかなく、再審請求手続における審理の進め方は裁判所の広範な裁量に委ねられており、審査の適正さが制度的に担保されておらず、公平性も損なわれている。

また、過去のえん罪事件において、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において明らかになることが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているものの、現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みを明文化した規定はなく、裁判官や検察官の対応によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じている。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、再審公判に移行するまでに長期間を要している。

よって、国においては、えん罪被害者の早期救済を図るため、下記の事項を内容とする刑事訴訟法の再審規定の改正を早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 再審請求の手続規定を整備すること
- 2 再審請求手続における証拠開示を制度化すること
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立て制度を見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

和歌山県紀美野町議会議長、七良裕 光。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官宛て。

以上であります。

(総務文教常任委員長 美野勝男 降壇)

○議長（七良裕光） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　これで質疑を終わります。

これから発委第2号について、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議員派遣の件

○議長（七良裕光）　　日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕光）　　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◎日程第9 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議会広報特別委員会）

（決算審査特別委員会）

○議長（七良裕光）　　日程第9、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出と産業建設常任委員会及び決算審査特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

また、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の委員長から、所管事務の調査について、会議規則第73条第1項の規定による通知及び会議規則第74条の規定による委員派遣承認要求と併せ、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕光) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕光) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(七良裕光) これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前11時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月25日

議 長 七良浴 光

議 員 藤 井 基 彰

議 員 上 柏 皖 亮